

# ぐんま金融広報だより

## 平成30年度 金融・経済講演会

平成30年11月17日（土）、群馬県公社総合ビルホールにおいて、日本FP協会との共催により、

金融経済講演会を開催いたしました。今回は、講師として経済評論家の山崎元さんをお呼びし、「人生100年時代の資産形成」と題して、特に老後に向けての貯蓄や資産形成のポイントを解説していただきました。

山崎先生は講演の中で、「人生100年時代」の最も有効な対策は「長く働くこと」とし、そのためには45歳になったらセカンドキャリアについて考えて欲しいと強調しました。さらに将来に備えて貯蓄する際には

「意図的に地位財（不動産、自動車など）の競争から降りること」、さらに資産運用に関しては「自分でシンプルに」とお話になり、さらには具体的な資産運用のやり方まで説明されました。

先生の歯に衣着せぬ切れ味のよいお話に、会場を訪れた約200名の聴講者は食い入るように耳を傾けていました。講演会終了後には聴講者から山崎先生に大きな拍手が寄せられました。



## 金融広報アドバイザーによる出前講座

群馬県金融広報委員会では、自治体や各学校、公民館などが開催する講座や学習会に講師として、金融広報アドバイザーを無料で派遣しています。講座のテーマや内容は、「金融・経済」の基礎的な知識や「消費者問題」、「生活設計」等ですが、ご希望があればご相談に応じます。

詳しくは

群馬県金融広報委員会事務局 電話：027-226-2273  
（群馬県生活文化スポーツ部消費生活課内）

※会場費、レジュメ等のコピー代につきましては、ご負担下さい。  
また、ご要望に添えない場合もございますのでご承知下さい。





～群馬県消費生活センターからのお知らせ～

## 2022年4月から 成年年齢が引き下げになります!!

2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。  
成年年齢の見直しは、なんと約140年ぶり!  
引き下げによって何がかわるのか、注意することは何か、見ていきましょう。

### 成年年齢の引き下げって、なに？



明治時代から今日まで約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められていました。この民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

### 今未成年の人たちは、いつ成人するの？

現在未成年の方は、生年月日によって次のように新成人になります。

生年月日	新成人となる日
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日
2002年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日



群馬県のマスコット  
「ぐんまちゃん」

### 成年になると、何がかわるの？



親の同意がなくても、一人で契約ができるようになります。  
つまり、一人でローンを組んだり、クレジットカードを作ったりできるようになります。  
\* 飲酒、喫煙、公営ギャンブル（競馬・競輪・競艇・オートレース）は20歳までできません。

注意!

## 親の同意がなく契約ができるため、 悪質業者に狙われてしまう!



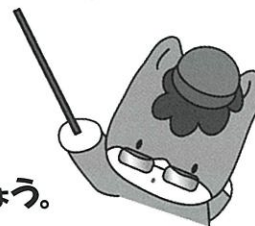
消費者庁イラスト集より

18歳、19歳は、「未成年者契約の取り消し※」の対象ではありません。

※親の同意なく未成年者が契約をした場合、要件を満たせば取り消しができる。

### ★ここが大切★

- ・未成年のうちから、契約に関する知識を身に付けましょう。
- ・契約をする前に、契約の内容や条件を納得できるまで確認しましょう。
- ・困ったり、不安に感じた時は、迷わずに消費生活センターに相談しましょう。



### 消費生活相談のご案内

消費者ホットライン  
☎188

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1(昭和庁舎1階)

平日 9:00～17:00(電話・来所相談)

土曜 9:00～12:00/13:00～17:00(電話相談のみ)

※日曜・祝日・年末年始は休み

《編集・発行》〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県金融広報委員会事務局(群馬県生活文化スポーツ部消費生活課内)

電話:027-226-2273/FAX:027-223-8100/http://gunma-kinkoui.com